

防火対象物の関係者の方へ

長時間停電の発生から再通電が行われる場合は、電気機器や電気配線からの火災が発生する恐れがありますので、次の点に御注意をお願いします。

通電前に！

- 1 電気機器のスイッチを切るとともに、**電源プラグをコンセントから抜いてください。**
- 2 各住戸のブレーカーを落としてください。

通電したら！！

- 1 漏水等により電気機器等が破損していないか、配線やコードが破損していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電気機器を使用してください。
- 2 建物や電気機器に外見上の損傷がなくても、壁内配線の損傷や電気機器内部の故障により、再通電から長時間が経過した後、火災に至る場合があるため、煙の発生等の異常を発見した場合は直ちにブレーカーを落として、消防機関に連絡してください。

消防用設備等に関する事項

1 〔消火設備〕

消火器、簡易消火用具等の設置場所や使用方法を再確認してください。

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などの自動消火設備については、手動による放出操作の手順を再確認してください。

2 〔警報設備〕

防火対象物の関係者等による巡回等を行い、「こんろ」「その他の火気使用設備・器具」の火元の警戒を入念に行うなど、**火災の早期発見を図る**とともに、警報設備の設置範囲内への連絡と周知体制を確保してください。

3 〔避難設備〕

防火対象物の関係者等による**避難誘導體制と避難経路**を再確認してください。

4 〔非常電源〕

消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合は、自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等を行い、火災時の機能に支障のないように措置を行ってください。

※特に、燃料が空となった後に燃料を補給した場合については、その後の適切な作動に際し、自家発電設備のエンジン部分の空気抜きが必要となるものがあるため注意してください。

5 〔自動火災報知設備〕

自動火災報知設備の中には、長時間停電したことにより、予備電源の容量が低下することなどにより異常警報を発するものがあることから、これらの警報音が鳴動した場合の対処方法（警報音の停止方法・復電時における点検方法等）について点検事業者などに確認してください。

危険物施設の取扱いについて

浸水対策！

- 1 禁水性物質や金属の溶融高熱物など、水と触れると危険な物品について、浸水の影響がない高所へ移動してください。
- 2 水密性のある区画で保管してください。
- 3 金属の溶融高熱物の加熱をあらかじめ停止して、十分温度を下げてください。
- 4 油の貯槽、計装制御装置、冷却装置、ポンプ機器等で危険物の取扱い上重要な機器については、必要に応じて、浸水の防止や被害が生じた場合の応急措置を講じてください。

停電による影響！

- 1 計装制御システムの機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等により、異常反応、異常重合、異常分解等から爆発を誘発する可能性があります。誘発により、他の施設も停止する危険がある場合には、非常用の電源及び当該電源に必要な燃料等を確保してください。

危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて

- 1 被災地における円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いや、給油取扱所等に臨時的な危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は以下の対策を講じてください。
 - ① 危険物を取り扱う場合は、**可能な限り屋外で行うこと**。また、屋内で危険物を取り扱う場合にあっても、**可燃性蒸気が滞留しないように換気**してください。
 - ② 柵、ロープ等を立てて、**保有空地を確保**してください。
 - ③ 危険物の仮貯蔵や仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に**標識・掲示板**を立て、関係者に注意喚起をしてください。
 - ④ 保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での**火気使用は禁止**してください。
 - ⑤ 取り扱う危険物に応じた**消火設備(消火器等)**を用意してください。

※一部抜粋の為、詳しくは消防機関へお問い合わせください。

- 2 浸水、土砂流入や強風の揺れ等により危険物施設に破損等の被害が生じたため、施設の再稼働に向けた復旧作業に伴い、変更許可等の手続きが必要となる場合は消防機関への連絡をお願いします。

お問い合わせ先

川崎市 中原消防署

予防課 電話：044-411-0119



川崎市消防局
イメージキャラクター
太助 (TASUKE)

消防署からのお知らせです